

コラボ四街道ガイドブック 2021

四街道市

みんなで地域づくり事業提案制度募集要項

募集期間

2020. 10. 1 |木| - 11. 5 |木|

意見交換等期間

2020. 11. 5 |木| - 11. 26 |木|

最終提出期限

2020. 12. 3 |木|

公開プレゼンテーション

2021. 2 月中旬頃 [予定]

~~~~~

## 1 みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）とは

みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）は、NPO法人、ボランティア団体、自治会などの自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、よりよい地域をつくりだしたり、地域にある課題の解決につながる事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。  
市民団体及び市は人材、技術、場所、資金等の社会資源を持ち寄ることで事業の実現性を高め、魅力ある地域づくりを実践していきます。

~~~~~

2 提案できる団体は

提案できる市民団体は、次の①～③のすべての要件に該当する団体とします。

*NPO、事業者等も対象になります

- ①四街道市内を主な活動範囲としていること
- ②運営及び会計処理が適正に行われていること
- ③三人以上で組織されていること

~~~~~

## 3 対象となる事業は

みんなで地域づくり事業の対象となる事業は、次の①から③のすべての要件に該当する事業で、かつ④から⑦までのいずれかに該当するものとします。

- ①地域づくり、地域課題等の解決につながるもの
- ②市民ニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できるもの
- ③事業計画及び予算の積算が適正であるもの
- ④市民の地域への参画が促進されるもの
- ⑤市と協力して実施することにより、市及び市民団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できるもの
- ⑥市民団体の基盤強化や人材育成につながるもの
- ⑦事業の目的意識や役割分担が明確で地域づくりにつながるもの

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- ①現在本制度の事業として実施されている事業で三年を超えるもの
- ②営利のみを目的としたもの
- ③特定の個人や市民団体のみが利益を受けるもの
- ④調査研究のみを目的としたもの
- ⑤交流または親睦のみを目的としたもの
- ⑥宗教活動または政治活動を目的としたもの
- ⑦特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党に関係するもの
- ⑧暴力団または暴力団員と関係するもの
- ⑨公序良俗に反するもの
- ⑩国、県及びそれらの外郭団体等から助成を受けているもの
- ⑪既存制度で対応できるもの
- ⑫その他市長が適当でないと認めるもの

~~~~~

4 事業部門について

事業の実施にあたって、市民団体が提案できる部門は、以下のとおりとなります。

①拠点づくり部門

みんなで地域づくりの拠点となる施設の整備、設備の設置等を行う事業部門です。

*「拠点づくり」とは、建物の改装、設備の設置など場や空間を創出することで地域づくりや地域課題等の解決を図るものをおいいます

[具体例]

- ①まちの魅力アップ（まちのシンボル施設の整備、ライトアップ設備の整備）
- ②産業振興、市街地活性化（地域産品の販売施設整備、空き家を活用したコミュニティースペースの整備）

*施設の整備、設備の設置などにより地域づくりにつながるものが対象となります（調査のみの事業、ワークショップなどのソフト事業は除きます）

*施設の整備が完了した日から五年間は本制度の目的に反した行為（使用、譲渡、交換、貸付、除去、担保）をしてはいけません

*施設を整備するのみの一過性の事業ではなく、整備後、市民団体等が施設の管理・運営を継続して行うことで地域づくりにつなげていくことが期待できる公益性の高い事業が対象となります

*個人や企業が所有する施設の整備を行う場合、以上のことと担保する内容を含んだ契約を所有者と締結してください

②地域づくり部門

上記①以外の事業部門です。

地域づくりにつながる取組や催しをいいます。

[具体例]

- ①環境美化・里山保全（公共施設の環境美化活動、ほたる観察会）
- ②賑わい（グルメフェスティバル開催、フリーマーケット開催）
- ③健康（健康ウォーキングマップ作成、健康づくり体操教室開催）
- ④居場所づくり（公民館での寺子屋活動、子育てママのためのプチ起業講座）

*地域づくりや地域課題の解決を図るための活動の初期団体で活動基盤を整えたい団体、既に一定の活動実績があり、活動を拡充させたい団体、地域社会貢献活動（CSR）を行う事業者など幅広い団体が応募できます

③アンダー19 部門

事業実施年度において市内在住または在学する満19歳未満を主体とした市民団体が行う事業部門です。ただし、20歳以上の方を代表者としてください。

本部門は、若い世代が積極的に地域に関わることを進めるものですが、19歳以上の方の参加を妨げるものではありませんので、積極的に活動に関わってください。

[具体例]

- ①高校生によるチャリティバザーの開催
- ②小学生による地域情報の発信を行うためのこども通信の発行
- ③高校生による地域の子どもたちの学習サポートを行う寺子屋の開催
- ④中学生による高齢者とのおしゃべりサロンの開催

~~~~~

## 5 補助金の額

事業の実施に直接要する経費について、次に示す補助額、補助率を上限として予算の範囲内で補助金を交付します。補助率の上限というのは、対象経費（6 対象経費 参照）のうち何%まで補助金の交付が可能かを示したものです。上限額の範囲内で補助金を設定してください。

例) 申請一年度目・対象経費 56万円の場合⇒ $56\text{万円} \times 90\% = 50\text{万4千円}$ のため、上限である 50万円まで補助金の申請が可能

\*補助金の額は千円未満を切り捨てた額となります

|           | 一年度目<br>[補助上限額（率）]        | 二年度目<br>[補助上限額（率）]        | 三年度目<br>[補助上限額（率）]        |
|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| ①拠点づくり部門  | 500万円<br>(対象経費の 80%)      | 300万円<br>(対象経費の 80%)      | 200万円<br>(対象経費の 80%)      |
| ②地域づくり部門  | 50万円 (90%)<br>(対象経費の 90%) | 40万円 (90%)<br>(対象経費の 90%) | 30万円 (90%)<br>(対象経費の 90%) |
| ③アンダー19部門 | 10万円 (対象経費の 100%)         |                           |                           |

\*補助期間は単年度ですが、補助を継続することで次年度以降の事業の波及性、発展性等が見込まれるものや大きな成果が期待できる場合は、三年度を限度に申請が可能です（審査は年度ごと実施）

\*事業の実績を踏まえて、課題、問題点を検証し、改めて計画をつくり、次年度以降の提案につなげてください

### □補助金の金額の変更について

補助金の金額は、募集期間から最終提出期間のうち、募集期間が終了した後は、原則金額を上げることができませんので、ご注意ください。

また、決算時に対象経費の 90%が予算時の補助金額に満たない場合は決算時の対象経費の 90%までしか補助金を出すことができませんので、ご注意ください。

~~~~~

6 対象経費

各部門において補助金の対象となる経費は次のとおりですが、経費の妥当性や金額については、担当課との意見交換や審査の段階で調整する場合があります。

| 拠点づくり部門 | 地域づくり部門・アンダー19部門 |
|--|--|
| <p>①委託料 ②工事請負費 ③原材料費 ④その他の経費</p> <p>*施設整備に関わるものが対象となります (対象外経費) ・事業に伴う活動費（需用費、通信運搬費等） ・設計・監理費（ただし、施設整備一体として認められる場合を除く） ・施設の使用料、光熱水費等</p> | <p>①報償費 ②旅費 ③需用費 ④委託料 ⑤通信運搬費 ⑥使用料及び賃借料 ⑦備品購入費 ⑧保険料 ⑨その他の経費</p> |

*市民団体で経常的に要する経費（事務所の光熱水費やスタッフ人件費等）等は対象となりません

また、補助金の申請後、市からの補助金の交付決定通知以前に発生した費用は原則対象となりません

*外壁改修、屋根の葺替え、生垣の設置等に補助金を使用する場合は、対象経費の1/2以下の金額に収めてください

□有償ボランティアの考え方（参考）

- ・有償ボランティア費（報償費）の計上にあたっては、公金を活用しての事業となること、また他の市民活動やボランティア活動との公平性等を考慮し、真に必要な経費であるかを精査してください。

[有償ボランティアの目安]

500円／半日（四時間程度） 1,000円／一日（八時間程度）

□予算計上時の注意点

- ・原則、団体構成員に支払う費用についてはどの費目においても対象外経費です。

*ただし、専門的な知識を有する方への依頼等を除く

- ・原則、対象経費の基準に当てはまっている費目であっても、予算書の対象経費内に計上されていないものは、決算時に対象外経費での計上となります。計上漏れがないかご確認のうえ、ご提出ください。

- ・原則、採択は単年度事業に対してのものであるため、採択事業実施年度の翌年度以降の計画に向けた準備に関する費用については対象外であっても計上できません。（繰越金等）

□対象となる経費の例示

| 費目 | 例示 | | | | | | |
|-------------------|--|-------|---|-------|---|-----|--|
| 報償費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆外部講師、出演者への謝金（外部講師への交通費は報償費で計上）*ただし、1人あたりの補助金の上限を五万円とする ◆有償ボランティア費（主たる活動への団体構成員以外に対する謝金）*ただし、総事業費に占める割合が概ね三割を超えない範囲 (認められない経費) ・団体構成員に対する謝金・菓子折り（現金以外のもの） ・団体構成員でない場合であっても、団体内部の会議への参加に対する謝金 | | | | | | |
| 旅費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり直接的に要するバス、電車等の交通費 *ICカード使用等で費用の証明が困難な場合は、経路、移動先等が客観的にわかる資料を整えること (認められない経費) ・団体構成員に対する交通費、イベント等参加者の交通費 | | | | | | |
| 需用費 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">消耗品費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆筆記用具、コピー用紙、種苗、環境衛生のための薬剤等 (認められない経費) ・出演者への花束等の品物　・コンテスト等のトロフィー、メダル、記念品 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">印刷製本費</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◆PRポスター、パンフレット、プログラム、コピー、写真の現像等 </td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">燃料費</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり直接的に要するガソリン等 </td></tr> </table> | 消耗品費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆筆記用具、コピー用紙、種苗、環境衛生のための薬剤等 (認められない経費) ・出演者への花束等の品物　・コンテスト等のトロフィー、メダル、記念品 | 印刷製本費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆PRポスター、パンフレット、プログラム、コピー、写真の現像等 | 燃料費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり直接的に要するガソリン等 |
| 消耗品費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆筆記用具、コピー用紙、種苗、環境衛生のための薬剤等 (認められない経費) ・出演者への花束等の品物　・コンテスト等のトロフィー、メダル、記念品 | | | | | | |
| 印刷製本費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆PRポスター、パンフレット、プログラム、コピー、写真の現像等 | | | | | | |
| 燃料費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり直接的に要するガソリン等 | | | | | | |
| 役務費 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">通信運搬費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆募集案内、チラシ等の送料 ◆会場までの資材等の配送に係る運搬費 (認められない経費) ・団体が所有している電話等の通信費　・団体構成員のみの会議等に係る通信費 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">手数料</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◆振込手数料、クリーニング代 </td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">保険料</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり必要な保険料（イベント保険等） (認められない経費) ・火災、地震等の家屋に係る保険料 </td></tr> </table> | 通信運搬費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆募集案内、チラシ等の送料 ◆会場までの資材等の配送に係る運搬費 (認められない経費) ・団体が所有している電話等の通信費　・団体構成員のみの会議等に係る通信費 | 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ◆振込手数料、クリーニング代 | 保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり必要な保険料（イベント保険等） (認められない経費) ・火災、地震等の家屋に係る保険料 |
| 通信運搬費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆募集案内、チラシ等の送料 ◆会場までの資材等の配送に係る運搬費 (認められない経費) ・団体が所有している電話等の通信費　・団体構成員のみの会議等に係る通信費 | | | | | | |
| 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ◆振込手数料、クリーニング代 | | | | | | |
| 保険料 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり必要な保険料（イベント保険等） (認められない経費) ・火災、地震等の家屋に係る保険料 | | | | | | |
| 委託費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり、専門的な技術等（デザイン等）を要する業務を外部に委託する場合の経費 (認められない経費) ・次年度以降の計画のためのデザイン等に係る経費 | | | | | | |
| 使用料及び賃借料 | <ul style="list-style-type: none"> ◆公民館等公共施設、会議室、イベント会場等使用料 ◆機材レンタル料 ◆事業実施のために借り上げた施設の賃借料 (認められない経費) ・個人に車両等を借りた場合の使用料　・団体等が管理する施設等への使用料 ・団体事務所等、団体運営のための経常的な経費に当たるもの | | | | | | |
| 工事請負費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の新築、改修費 (認められない経費) ・施設の整備を伴わない除去、取り壊しのみに係る経費　・土地等の造成費 | | | | | | |
| 原材料費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆イベントで使用する食材や工作の材料等 ◆施設の整備を伴う石材、セメント等の原材料費 | | | | | | |
| 備品購入費 *概ね二万円以上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施にあたり必要不可欠なもので、長期的に当該事業において使用する物品 (認められない経費) ・パソコン等、他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品 | | | | | | |
| その他経費 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認める経費 | | | | | | |

7 様々な協力・サポート

市は、補助金の交付以外にも、相談、会場の確保、情報提供等、事業に実施にあたり必要な社会資源の提供を積極的に行います。

提案にあたっては、双方が提供できる社会資源について意見交換を行い、効果的に事業の実施ができるよう努めます。

□みんなで地域づくりセンターによるサポート

みんなで地域づくりセンターでは、普段、生活の中で市民のみなさんが感じる地域の課題やその解決方法、地域をよりよくする取組についてアイデアを出し合う場を設けています。

また事業提案に向けた申請書の書き方、資料作成のサポート等も行っていますので、ご活用ください。

みんなで地域づくりセンター（市文化センター内）

〒284-0001 四街道市大日 396

TEL : 043-304-7065 FAX : 043-424-8920

MAIL : info@minnade.org

火曜～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00

8 応募手順・方法

①書類の提出（募集期間内）

次の書類を作成の上、政策推進課に提出してください。

- ①みんなで地域づくり事業提案書（実施要綱様式第1号）
- ②みんなで地域づくり事業計画書（実施要綱様式第2号）
- ③みんなで地域づくり事業収支予算書（実施要綱様式第3号）
- ④提案団体概要書（実施要綱第4号）
- ⑤団体の規約、会則等
- ⑥団体名簿
- ⑦団体の活動内容がわかるもの（パンフレット等）
- ⑧対象となる施設等の位置図、図面等 *拠点づくり部門のみ

*原則として、①募集期間内に提出された事業内容や予算額等は、これより先の手順において団体都合で変更することはできませんので、この段階で事業の基礎は固めた状態で書類を提出してください。また、政策推進課において内容を確認のうえ、団体に書類の修正や再提出をお願いする場合があります

②担当課との意見交換等

担当課との意見交換等を行い、事業を実施するまでの課題等を共有します。

*意見交換期間中に政策推進課より担当課宛に意見照会を行い、その結果を各団体にお知らせしますが、各団体でも必要に応じて個別に打ち合わせ等行ってください

③書類の最終提出

担当課との意見交換等を経て、提案書類を必要に応じて修正した上で、政策推進課に提出してください。

*必ず①募集期間内に提出した後、②の手順を経て、③最終提出してください

④書類の配布場所

①政策推進課 ②みんなで地域づくりセンター ③市ホームページ「コラボ四街道」で検索。

~~~~~

## 9 審査

提案された事業は、みんなで地域づくり推進委員会で書類審査及び公開プレゼンテーションにより審査します。

□審査基準 \*令和元年度事業審査時

| 審査項目                 | 審査の視点                                                          |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|
| 市民ニーズ・地域課題の認識・事業の必要性 | 市民や地域のニーズ、地域課題等を的確に捉えているか<br>また本制度で事業を実施する必要性があるか              |
| 企画力・企画の適正性           | 地域課題の解決や地域づくりを効果的、効率的に進めていくための具体的かつ現実的な企画になっているか               |
| 実現可能性・継続性            | 事業を実施する能力（専門知識、技術、人材等）があるか<br>また今後、事業の継続性（資金調達等）が見込めるか         |
| 発展性・波及性              | 事業の発展や地域に波及することが期待できるか<br>また多様な市民等の参加・参画が見込めるか                 |
| 成果・費用対効果             | 事業を実施することにより期待できる成果は明確かつ妥当であるか<br>またその成果に見合った妥当な経費の見積もりがされているか |

| 5点       | 4点    | 3点       | 2点       | 1点     |
|----------|-------|----------|----------|--------|
| とても評価できる | 評価できる | 基準（採択相当） | やや評価できない | 評価できない |

- 各項目 5点満点で採点し、事業採択の適否を審査します。
- 各委員の採点の平均点が 15 点に満たない場合は選考しないものとします。

\*審査基準等は、協議により変更される場合があります

~~~~~

10 事業の実施から完了まで

①補助金の申請

審査結果をもとに、市長は採択事業を決定します。

採択された市民団体は、必要に応じて担当課と詳細な意見交換等を行います。

補助金の交付にあたっては、次の書類を作成の上、4月1日以降、政策推進課に直接持参して提出してください。

①みんなで地域づくり事業補助金交付申請書（補助金交付要綱様式第1号）

②みんなで地域づくり事業計画書（実施要綱様式第2号）

③みんなで地域づくり事業収支予算書（実施要綱様式第3号）

④提案団体概要書（実施要綱様式第4号）

⑤団体の規約、会則等

⑥団体名簿

⑦その他申請にあたり必要となるもの

*ただし②～⑥は提案時から変更がない場合は省略可

*補助金の概算払いを希望する場合は、事前にご相談ください

*団体名、代表者名、事業内容等について、ホームページ等で公開する場合があります

②事業の実施

事業の実施は4月1日以降となります。事業に係る経費の支出も、これ以降に行うようにしてください。
事業を実施する上では、担当課と協力し、必要に応じて、協議、調整を行ってください。
また政策推進課やみんなで地域づくりセンターにおいても事業実施のサポートを行いますので、ご相談ください。

③事業の変更等

事業内容に変更が生じた場合、軽微な変更を除いて、みんなで地域づくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（補助金交付要綱様式第3号）の提出が必要となります。
また天災、団体の都合などにより、事業の実施ができない場合なども同様に提出することとなりますので、ご相談ください。

[軽微な変更の例]

- ・事業内容の目的の達成に支障のない範囲での消耗品等の購入の増減
- ・予定開催日と同月内での日程変更（参加者がより見込める等）
- ・団体構成員の変更 等

*上記の例にあっても、事業内容、全体への影響などの総合的な判断により、軽微な変更と認められない場合もあるので、早めにご相談ください

④事業の完了

事業が完了したときは、完了一か月後か翌年度の4月10日のいずれか早い日までに次の書類を作成して、政策推進課に直接持参して提出してください。

- ①みんなで地域づくり事業補助金実績報告書（補助金交付要綱様式第4号）
 - ②事業報告書（コラボ四街道まとめ）
 - ③収支決算書
 - ④経費の支出がわかる書類（領収書など）
 - ⑤印刷物や任意書式の報告書など必要と認められる書類
- ※②、③、⑤の書類は、委員会での資料として配布したり、市ホームページ上で公開する場合があります。（個人情報が入っている場合は、その部分を伏せた形で公表します）

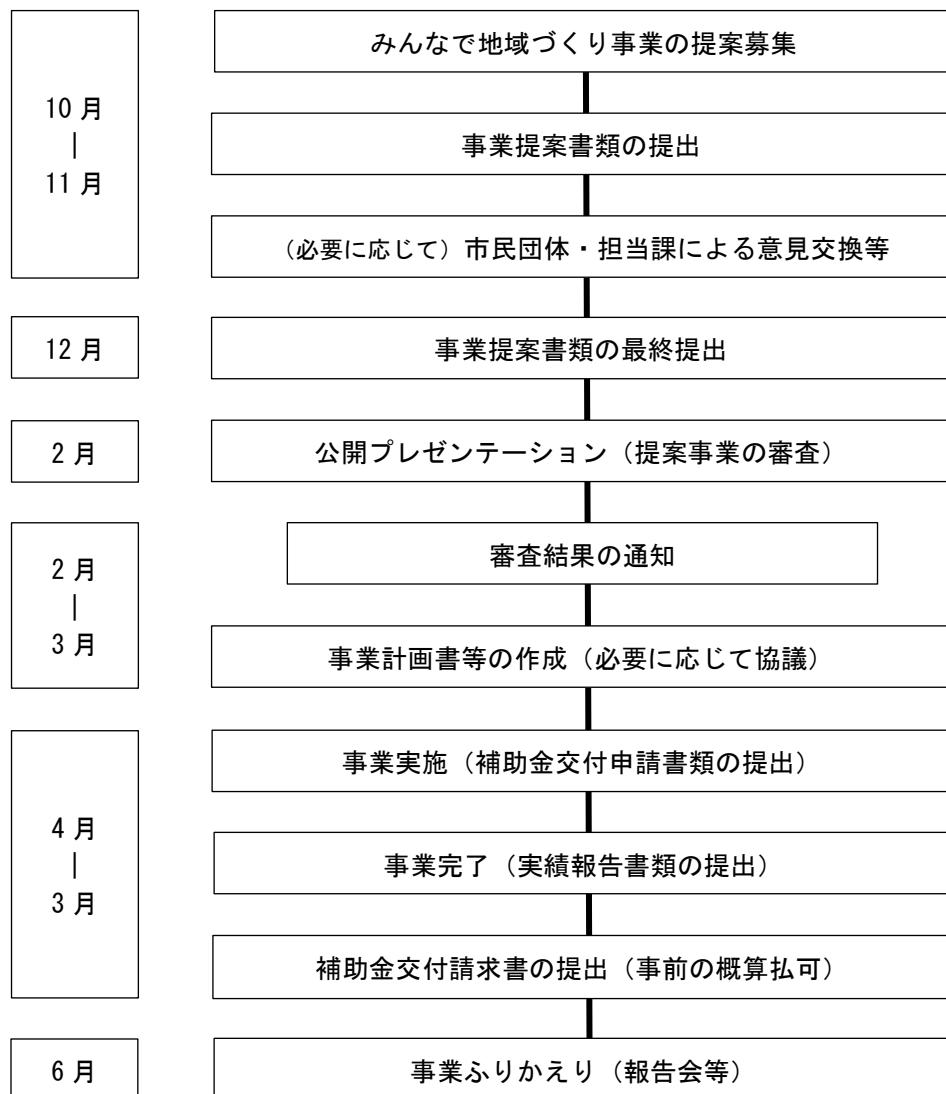
⑤補助金の確定

市は、上記書類を審査し、補助金の額を確定し、市民団体へ通知します。審査の結果、補助金の減額を求める場合があります。

11 事業のふりかえり

市民団体は、事業をふりかえるために「コラボ四街道まとめ」を作成して、政策推進課に提出します。提出された書類をもとに、事業報告会などにより、みんなで地域づくり推進委員会に意見を聴き、次年度以降の事業に反映し、事業の質の向上などを図っていきます。

12 事業の流れ



13 おわりに

コラボ四街道は、市民団体が、地域にある課題や魅力ある地域をつくっていくための事業を市や様々な団体と協力しながら進めていく制度ですが、事業終了後も継続はもちろん、充実した事業に発展させていくための連携や協力を絶えず行っていくことが大切です。

関連資料

[記載例]

提出時点での市長名を記載

年 月 日

四街道市長 ○○ ○○ 様

職名（代表、実行委員長等）も記載
例年、代表者の職名の記入漏れが多い
め注意してください

名 称

提案団体 所在地

代表者 代表 ○○ ○○

事業名だけで事業内容、目的が伝わる名称に

みんなで地域づくり事業提案書

事業の概要を 100 字程度で記載

四街道市みんなで地域づくり事業提案制度実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり提案します。

(1) 2・3 年度目

| | | | |
|-----------|---|-----------------------|------------|
| 事 業 名 | ……でイキイキ……活性化事業 | | |
| 事 業 概 要 | ……を対象に……を実施して、……広く……するための事業をするもの | | |
| 事 業 分 野 | 保健・医療・福祉 | <input type="radio"/> | 社会教育 |
| | まちづくり | | 観光 |
| | 農村等振興 | | 文化・芸術・スポーツ |
| | 環境 | | 災害救援 |
| | 地域安全 | | 人権擁護・平和 |
| | 国際協力 | | 男女共同参画 |
| | ◎ 子どもの健全育成 | | 情報化社会 |
| | 科学技術 | | 経済活動 |
| | 職業能力開発・雇用機会拡充 | | 消費者保護 |
| | 市民活動支援 | | その他() |
| 事 業 部 門 | 拠点づくり部門 | <input type="radio"/> | 地域づくり部門 |
| | アンダー19 部門 | | |
| 市 の 担 当 課 | ○○○課 △△△課 | | |
| 添 付 書 類 | (1) みんなで地域づくり事業計画書(様式第 2 号) (2) みんなで地域づくり事業収支報告書(様式第 3 号) (3) 提案団体概要書(様式第 4 号) (4) 団体の規約、会則等の写し (5) 団体の構成員の名簿 (6) 団体の活動内容がわかるもの(パンフレット等) (7) その他() | | |

備考

- 1 「事業概要」は、簡潔に記載してください。
- 2 「事業分野」は、該当する分野に○印を付けるものとし、該当する分野が複数ある場合には、主なものに◎印を付け、他のものに○印を付けてください。
- 3 「事業部門」は、いずれかの部門に○印を付けてください。

[記載例]

みんなで地域づくり事業計画書

| | | |
|---------|--|--|
| 事業名 | 事業を行うきっかけや課題認識、背景を記載 またどのように市民の役に立つか、どのような地域を目指すか | |
| 目的・必要性 | <p>以前より、四街道市では……という課題があり、……で対応している現状がありました。</p> <p>そのような中で……を実施することで……の充実が図れ、市民にとって……な地域となります。</p> <p>当団体がこれまで実施してきた……のノウハウを生かし、……することでこのような地域とすることが本事業における目的です。</p> | |
| 内 容 | <p>1.……の開催 [内容]……を対象に、……を講師に……を開催 [会場]……公民館</p> <p>2.……の実施 [内容]……を対象に、……を制作する……を実施 [会場]……センター</p> <p>具体的な事業内容、対象者、会場、回数など事業の内容を詳細に記載</p> | |
| スケジュール | 時 期 | 具体的な取組 |
| | 5月 | 広報活動（チラシ・ポスター配布）、参加者募集 |
| | 7月 | リハーサル |
| | 8月 | イベント、講座などの本番の日程だけでなく、主要な事前準備や広報のタイミングなど事業全体の流れがわかるよう記載 |
| 担当課 | <p>(担当課) ○○○課、△△△課</p> <p>(役割) [○○○課] ……指導員の紹介 [△△△課] ……に関するアドバイス 市政だよりへのイベント情報掲載</p> <p>会場使用、広報協力、アドバイスなど、事業実施にあたって行政の担当課と連携や協力をしたい内容について記載</p> | |
| 他団体との連携 | <p>……大学（講師の紹介） NPO法人……（技術的支援） ……の会（広報協力）</p> <p>他機関などで、事業実施にあたって協力を得られている（予定含む）内容について記載</p> | |
| 期待される成果 | <p>(1)……の開催により多くの……に关心のある市民が集まることで、……意識を向上させるとともに、……他地域へ広がっていくことが期待できる</p> <p>参加者数：○○人</p> <p>(2)……の実施により得られたアンケート結果を踏まえて、……をまとめ、今後の……活動に活かしていくことが期待できる</p> <p>アンケートサンプル数：○○件</p> <p>事業を実施することで得られる市民（地域）への効果や波及効果などについて数値を交えて記載</p> | |

[記載例]

みんなで地域づくり事業収支予算書

| | |
|-----|-------|
| 事業名 | ○○○事業 |
|-----|-------|

| 【収入】 | | 対象経費（B）の補助割合（対象部門毎の上限） 内で千円未満切り捨てになっているか確認 | (単位：円) |
|------|---------|---|--------|
| 項目 | 予算額 | 具体的な内容・積算 | |
| 市補助金 | 300,000 | | |
| 自己資金 | 55,000 | 会費 30,000 円 講座参加費 25,000 円 | |
| 寄付金 | 20,000 | 一口 5,000 円 × 4 件 | |
| | | 事業に関する収入を漏れなく記載 | |
| 収入合計 | 375,000 | A(=D) | |

| 【支出】 | | (単位：円) | |
|-------|----------|-----------|--|
| 項目 | 予算額 | 具体的な内容・積算 | |
| 対象経費 | 報償費 | 80,000 | 講師謝礼金 50,000 円 有償ボランティア費 30,000 円 (1,000 円 × 10 人 × 3 回) |
| | 消耗品費 | 45,000 | コピー用紙 10,000 円 (1,000 円 × 10 個) 文具類 (筆記用具、マジック等) 15,000 円 インク 20,000 円 (4,000 円 × 5 個) |
| | 印刷製本費 | 80,000 | イベントチラシ 50,000 円 (50 円 × 10,000 枚) 講座チラシ 30,000 円 (50 円 × 6,000 枚) |
| | 通信運搬費 | 40,000 | イベントチラシ郵送代 40,000 円 (80 円 × 5,000 円) |
| | 使用料及び賃借料 | 90,000 | イベント会場使用料 60,000 円 (30,000 円 × 2 日) テント賃借料 30,000 円 (15,000 円 × 2 日) |
| 小計 | | B | 積算根拠 (単価、数量) を記載 |
| 対象外経費 | 報償費 | 10,000 | イベント協力者菓子折り |
| | 食糧費 | 20,000 | イベント打合せ食糧費 |
| | 通信運搬費 | 10,000 | 団体電話使用料 |
| | 小計 | 40,000 | C 収入合計欄 (A) と等しくなるよう記載 |
| 支出合計 | | 375,000 | D(B+C) |

備考

- 見積書等、積算の根拠となる書類がある場合は、当該書類を添付してください。
- 提案時における事業費及び市補助金額は、担当課との意見交換等を経て変更される場合があります。

[記載例]

提案団体概要書

| | | | |
|--------|--|--|---|
| 団体名 | | | |
| 所在地等 | (〒一) | 事務所がある場合は所在地、個人宅の場合は住所を記載 | |
| | 電話 | | |
| | ファクシミリ | | |
| | 電子メール | HP や Facebook などがある場合は記載 | |
| ホームページ | | | |
| 代表者 | 役職 | | |
| | ふりがな 氏名 | | |
| | 住所 | (〒一) | |
| 連絡責任者 | ふりがな 氏名 | 郵送の送付先、連絡窓口の責任者を記載 (代表者の場合は「同上」と記載) | |
| | 住所 | (〒一) | |
| | 電話 | | |
| | 電子メール | | |
| 設立年 | 年 | 会費 | 円 |
| 構成員数 | 人(うち四街道市民人) | | |
| 主な活動地域 | (市内) | | |
| | (市外) | | |
| 活動目的 | 団体の活動(事業)目的を記載 (本制度活用のために立ち上げた場合は、その目的を記載) | | |
| 主な活動実績 | 設立から現在までの団体の主な活動実績について記載 (当市の補助金、助成金等の交付実績等を含む) | | |
| その他 | (PR等) | 団体活動の補足事項、PR事項などあれば記載 | |

□事業分野一覧

| | |
|--|--|
| 1 保健・医療・福祉の増進 | 2 社会教育の推進 |
| 高齢者支援、障害者支援、生活支援、点字・手話教育活動、公衆衛生の啓発、薬品の情報提供 | 生涯学習活動、読み書き教室、不登校児や引きこもり青少年の学びの場を提供する活動 |
| 3 まちづくりの推進 | 4 観光の振興 |
| まちおこし、地域活性化、地域コミュニティの活性化、地域情報誌の発行、バリアフリーの推進 | 地域ブランドづくり、観光商品開発 |
| 5 農村等の振興 | 6 学術・文化・芸術・スポーツの振興 |
| 過疎防止活動、就農支援、地産地消 | 伝統文化の振興・継承、芸術家への支援、演劇鑑賞会、地域楽団、地域劇団、スポーツ大会やスポーツ教室 |
| 7 環境の保全 | 8 災害救援活動 |
| 野生動物や野鳥の保護、森林保全、環境セミナーなど自然・環境教育活動、公害防止活動、ペット保護 | 災害の救援活動、被災者の生活支援、救援ネットワークづくり、災害予防の普及活動 |
| 9 地域安全活動 | 10 人権擁護・平和の推進 |
| 防犯パトロール、犯罪・事故の予防、交通安全活動、交通マナー向上活動、登下校時の見守り活動 | 外国人、障害者、女性、子どもなどの人権啓発、核兵器廃絶などの平和推進活動、いじめ防止活動 |
| 11 国際協力活動 | 12 男女共同参画の促進 |
| 留学生の支援活動、帰国者の援助、国際交流活動、海外との文化交流 | 女性の自立支援、セクハラ防止活動、雇用の充実を図る活動、女性が安心して働く環境整備を促す活動 |
| 13 子どもの健全育成 | 14 情報化社会の発展 |
| 子育て支援、子ども会活動、児童保育、学童保育、非行防止活動、いじめ相談、児童相談 | パソコン教室などインターネットを利用した学習システムの普及活動、情報通信ネットワークづくり |
| 15 科学技術の振興 | 16 経済活動の活性化 |
| 科学技術とまちづくりなどの異分野をつなぐ活動、科学教育教室など科学や技術への関心を高める活動 | 地域産業の振興など、地域経済活性化の促進を図る活動、起業支援、コミュニティビジネス支援 |
| 17 職業能力開発・雇用機会の拡充 | 18 消費者保護活動 |
| 就労情報の提供・就労支援、雇用創出を図る活動、高齢者への雇用支援、障害者への職業訓練活動 | 商品知識の普及を図る活動、詐欺被害にあわないための消費者教育活動、消費者相談 |
| 19 市民活動支援 | 20 その他 |
| 上記の活動を行う団体に対する助言や支援、団体間の連絡・交流を図る活動、中間支援活動 | その他、地域づくりに関する活動 |

[Q & A]

Q. 構成員は市内在住でなければいけませんか。

A. 構成員が市内在住である必要はありません。ただし、団体の主な活動場所が市内であることが必要です。また、本制度に申請する事業に関しては市内で実施する必要があります。団体が、本制度を活用した事業とは別の事業において市外での活動を行うのは問題ありません。

Q. 複数の部門で事業を提案することは可能ですか。

A. 抱点づくり部門とその他の部門は同時に提案することが可能です。

アンダー19 部門と地域づくり部門は同時に提案することはできません。

Q. 担当課は必ず設定しなければいけませんか。

A. 必須ではありません。必要に応じて担当課を設定してください。

Q. 国、県及びそれらの外郭団体等から助成を受けている事業は本制度の対象にならないということですが、既に助成を受けている団体で、現在助成を受けている事業とは異なる事業での申請は可能ですか。

A. 団体として他の制度で助成を受けていたとしても、本制度に申請する事業がそれと異なっていれば問題ありません。例えば、ソフト事業で他の制度での助成を受けた状態で、ハード事業を本制度の抱点づくり部門で申請することや、現在助成を受けているものと趣旨の異なる事業で本制度に申請すること等が可能です。

市の他の制度で助成を受けている場合も同様です。

Q. 過去に事業が採択されたことがある団体で、別の事業で新たに申請することは可能ですか。

A. 過去に採択された事業と趣旨の異なる事業であることが明白な場合には、別の事業で一年度目から新規事業として申請することができます。不安のある場合は、ご相談ください。

Q. 複数年度に渡る事業で補助金を申請したい場合、申請は年度ごとにする必要がありますか。

A. 同じ事業で最大で三年度採択されるまで申請が可能ですが、申請の手続き、審査、補助金の交付は年度ごとに行います。そのため、過去に採択されたことのある事業でも、次の年度の申請時に必ずしも採択になるとは限りません。事業の実績を踏まえて、課題、問題点を検証し、改めて計画をつくり、次年度以降の提案につなげてください。

Q. 一年度目、もしくは二年目まで事業が採択され、本制度を活用して活動を行ったのち、数年後に同様の事業を再度提案することは可能ですか。

A. 可能です。以前提案したものと同様の事業内容である場合は、年度が引き継がれ、補助金額は次の年度のものが適用されます。例えば、一年度のみ本制度の補助金を活用しての活動を行い、数年間自主財源で活動を行った後に同様の事業で申請を行う場合は、補助金の上限額は二年目のが適用されます。

コラボ四街道ガイドブック 2021

四街道市経営企画部政策推進課

みんなで地域づくり係

TEL 043-421-6162 / FAX 043-424-8920